

御嶽山における登山者向け火山防災対策



王滝村役場企画・観光推進室
稗田 実

はじめに

■王滝村の概要

◆人 口 671人

(令和5年11月1日現在)

※高齢化率43.96%

◆職員数 41人

※防災の専門職員はゼロ

◆御嶽山 (日本百名山)

標高：3,067m

※国内で14番目に高い山
活火山では富士山に次ぐ
2番目の高さ



王滝頂上
(標高2936m)

剣ヶ峰 (標高3067m)

乗鞍岳

王滝口登山道入口
(標高2180m)

王滝村役場
(標高938m)



王滝口登山道（王滝村）の火山防災対策の取組み



2014年噴火口付近

剣ヶ峰

王滝頂上

王滝口登山道
(王滝村)

黒沢口登山道
(木曽町)

御嶽山 有史以降の噴火（4回）

- ◆ 1979 (昭和54) 年10月28日早朝
【現象】 中規模：水蒸気噴火
※負傷者 1 名
- ◆ 1991 (平成3) 年5月13日～16日の間
【現象】 ごく小規模：水蒸気噴火
- ◆ 2007年 (平成19) 年 3 月後半？
【現象】 水蒸気噴火
- ◆ 2014年 (平成26年) 9月27日 11:52頃
【現象】 水蒸気噴火
※死者58名・行方不明者 5 名・負傷者69名

年代・日時、現象は
気象庁「御嶽山 有史以降の火山活動」

(http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/312_Ontakesan/312_history.html)
を加工して作成



出典：国土地理院撮影の空中写真（2014年9月28日撮影）

御嶽山の特別警報・警報及び予報の発表履歴

- ◆平成19年12月1日
噴火予報（平常）
- ◆平成20年3月31日
噴火予報（噴火警戒レベル1、平常）⇒ 御嶽山噴火警戒レベル運用開始
- ◆平成26年9月27日 ⇒御嶽山噴火
火口周辺警報（レベル3 入山規制）火口から4km程度
- ◆平成26年9月28日
火口周辺警報（レベル3 火口から4km程度、入山規制）切替
- ◆平成27年1月19日
火口周辺警報（レベル3 火口から概ね3km、入山規制）切替
- ◆平成27年3月31日
火口周辺警報（レベル3 火口から概ね2km、入山規制）切替
- ◆平成27年6月26日
火口周辺警報（レベル2 火口から概ね1km、火口周辺規制）
- ◆平成29年8月21日
噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）
- ◆令和4年2月23日
火口周辺警報（噴火警戒レベル2 火口から概ね1km、火口周辺規制）
- ◆令和4年4月18日
火口周辺警報（噴火警戒レベル2 火口から概ね1km、火口周辺規制）切替
- ◆令和4年6月23日
噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）

王滝口登山道

2014年噴火から 9 年ぶりに剣ヶ峰まで登山が可能に

(規制緩和期間：令和 5 年 7 月 29 日～10 月 11 日)



火口から概ね1km以内の規制緩和に向けた取り組み

◆平成29年8月21日

噴火予報（レベル1、活火山であることに留意）：警報解除を発表

◆平成29年8月21日 御嶽山火山防災協議会開催

噴火警戒レベル引下げ時の対応について協議

噴火警戒レベル2（火口周辺規制）において、警戒が必要な範囲とされた火口から概ね1kmの範囲は、必要な安全対策が整うまでの間、引き続き警戒範囲として立入規制を継続する。

規制の根拠：災害対策基本法第63条第1項

今後の方針

- ・早急に現地の状況を把握し、必要な安全対策を検討する
- ・必要な安全対策が整った段階で規制の見直しについて協議する



平成29年8月29-30日 御嶽山現地調査実施

御嶽山火山防災協議会構成機関から22名が参加。



平成30年3月 御嶽山防災力強化計画制定（木曽町、王滝村、長野県）

※最新版は、令和5年3月改正

御嶽山現地調査（平成29年8月29-30日）



剣ヶ峰付近



剣ヶ峰山荘屋根（剣ヶ峰付近）



頂上山荘前（剣ヶ峰付近）



王滝頂上山荘前

～火山であることの認識のもと
安心して登頂できる山を目指して～

御嶽山防災力強化計画【概要】

木曽町・王滝村・長野県
令和5年3月改正

趣旨

御嶽山は噴火警戒レベル1で火山活動は静穏化傾向を示しているが、地獄谷火口から概ね500m範囲内には必要な安全対策が整うまで立入規制を継続中。
御嶽山が再び安全に登れる山となることを目指し、立入規制緩和に向け、地元町村と長野県が安全対策を計画的に推進する。

基本方針

- ◎ハード・ソフト両面の安全対策を実施し、平成26年の噴火災害時よりも安全性を向上させる。
- ◎必要な安全対策が整った範囲から規制を緩和する。
- ◎火山活動に関する正確な情報発信・伝達を行う。

ハード対策

安全
ポイント
対策

- 火山活動の変化を的確に検知し、迅速に登山者等に伝達できる
- 予測不能な突発的噴火の際、避難できる施設が整備されている
- 噴火警報発表時、噴火時に登山者等が安全・迅速に退避できる

ソフト対策

《剣ヶ峰及び黒沢口登山道(二ノ池～剣ヶ峰)エリア》※地獄谷火口から概ね500m範囲

項目	実施主体	H30以前	H31(R1)	R2	R3	R4	R5以降
避難施設	御嶽頂上山荘	木曽町	シェルター整備				
	御嶽剣ヶ峰山荘	木曽町 王滝村	危険防止措置	解体、避難施設整備			
	二ノ池山荘	木曽町	アラミド補強				
	石室山荘	木曽町	アラミド補強				
	神社施設	御嶽神社 ※木曽町	(祈禱所再建、社務所改修)				
避難路(登山道補修)	木曽町	※アラミド補強を支援し、緊急時避難施設にする。	二ノ池～剣ヶ峰				
情報伝達設備	木曽町	屋外スピーカー設置	防災無線整備				
		携帯電話不感対策(調査、設計、基地局整備)					
【☆印】実施⇒規制緩和①(二ノ池～剣ヶ峰)							

《王滝頂上及び王滝口登山道(9合目～王滝頂上～剣ヶ峰)エリア》※地獄谷火口から概ね500m範囲

項目		実施主体	H31(R1)以前	R2	R3	R4	R5以降
避難施設	パトロール員待機所	王滝村	設置(9合目)			避難施設に常駐	
	王滝頂上避難施設	王滝村	王滝頂上山荘撤去	避難施設整備		運用開始	
	王滝頂上退避舎	王滝村	アラミド補強				
	シェルター	王滝村	設置(王滝頂上)		移設(まごころの塔)	新設(ハ丁ダルミ大岩下)	ハ丁ダルミ2基運用開始
避難路(登山道補修)	王滝村	9合目 ～王滝頂上		王滝頂上～ハ丁だるみまごころの塔～二ノ池トラバース	ハ丁ダルミまごころの塔～剣ヶ峰		
情報伝達設備	王滝村			防災無線整備			携帯電話不感対策 (周知看板の設置など)
【◆印】実施⇒規制緩和②(9合目～王滝頂上)							
【●印】実施⇒規制緩和③(二ノ池トラバース)							
【○印】実施⇒規制緩和④(まごころの塔～剣ヶ峰)							

登山指導所設置

火山活動・規制等情報提供
登山計画書・安全装備確認

パトロール隊・パトロール員の配置拡充

火山活動監視、登山者滞留防止指導

注意喚起標識の設置

規制解除(緩和)エリア内

情報伝達手段確保

山頂登山者等への警報等伝達ルート確立

避難計画等整備等

避難誘導マニュアル・訓練、避難促進施設指定、
避難確保計画策定支援、地域防災計画の整備

情報発信、防災啓発・教育(平常時)

- ・火山活動、規制情報等リアルタイムの情報提供、御嶽山の魅力発信
- ・御嶽山火山マイスター養成、防災教育
- ・御嶽山ビジターセンターの活用

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の概要

1. 目的

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

2. 概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

火山災害警戒地域の指定（第3条）

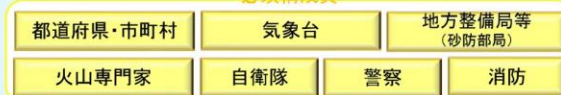
警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

・都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）

必須構成員

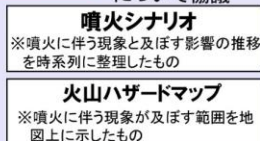


必要に応じて追加

観光関係団体 等
※他、環境事務所、森林管理局、交通・通信事業者等。乗客施設や山小屋の管理者も可。

協議事項

・噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



噴火警戒レベル
※噴火活動の段階に応じた入山規制、避難等

避難計画
※避難場所、避難経路、避難手段等を示したもの

【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）

2. 右の2. 3を定める際の基準

3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）

2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）

3. 避難場所・避難経路

4. 乗客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地

5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【避難確保計画の作成義務】（第8条）

乗客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

避難施設緊急整備地域の指定（第13条）

避難施設緊急整備計画の作成（第14条）

＜都道府県知事＞
※道路・港湾・広場・退避ごう等の整備、学校・公民館等の不燃堅牢化

防災営農施設整備計画等の作成（第19条）

＜都道府県知事＞
※農林水産物の被害を防止するための施設の整備等

降灰除去事業の実施（第22条）

＜市町村＞
※道路、下水道、都市排水路、公園、宅地

降灰防除地域の指定（第23条）

降灰防除事業の実施（第24条～26条）

※地域内の教育施設、社会福祉施設での空調調和施設等の整備、医療施設・中小企業者の施設等整備に対する低利資金融通

- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務（第11条）
- 治山・治水事業の推進（第27条）
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進（第29条）
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

出典：内閣府ホームページ

https://www.bousai.go.jp/kazan/kazan_houritsu/pdf/gaiyou.pdf

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律

御嶽山の噴火の教訓、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずる。

1. 改正の背景

- 明瞭な前兆がなく突如噴火する場合もあり、住民、登山者等様々な者に対する迅速な情報提供・避難等が必要（御嶽山噴火の教訓）
- 火山現象は多様で、かつ、火山ごとの個別性（地形や噴火履歴等）を考慮した対応が必要のため、火山ごとに、様々な主体が連携し、専門的知見を取り入れた対策の検討が必要



2. 法律の概要

国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定（第2条）

○火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

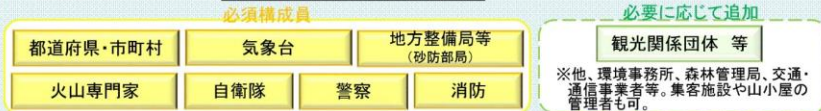
火山災害警戒地域の指定（第3条）

警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域を国が指定（常時観測火山周辺地域を想定）

火山防災協議会（第4条）

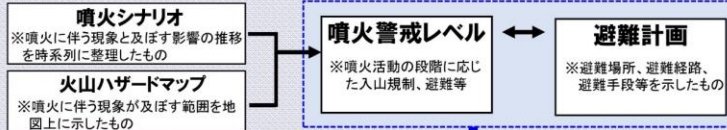
…関係者が一体となり、専門的知見も取り入れながら検討

- ・ 都道府県・市町村は、火山防災協議会を設置（義務）



協議事項

- ・ 噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議



【協議会の意見聴取を経て、地域防災計画に記載（義務）】

【都道府県】（第5条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（都道府県内）
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整等

【市町村】（第6条）

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達（市町村内）
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等（噴火警戒レベル）
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助等

【市町村長の周知義務】（第7条）

火山防災マップの配布等により、避難場所等、円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知



【避難確保計画の作成義務】（第8条）

集客施設（ロープウェイ駅、ホテル等）や要配慮者利用施設の管理者等による計画作成・訓練実施

○火山研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保（第30条）

○自治体や登山者等の努力義務（第11条）

- ・ 自治体による登山者等の情報把握の努力義務を新たに規定
- ・ 登山者等の努力義務（火山情報の収集、連絡手段の確保等）を新たに規定

出典：内閣府ホームページ

https://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/pdf/k404_2_gaiyou.pdf

1. 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

(1) 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の意義

- ・警戒避難体制の整備等のソフト対策を含めた、総合的な火山防災の推進について基本的な考えを示す

(2) 火山災害の特殊性

- ・噴火前の予測が困難

(3) 火山地域の関係者が一体となった検討の必要性

- ・火山地域の関係者が「火山防災協議会」を設置

(4) 警戒避難体制の整備

(5) 噴火時や噴火に備えた施設等の整備

2. 火山災害警戒地域、避難施設緊急整備地域及び降灰防除地域の指定について指針となるべき事項 *1

(1) 火山災害警戒地域の指定 *2

- ・「常時観測火山」のうち、周辺に住民や登山者等が存在する火山について、噴火による影響範囲にかかる都道府県、市町村を指定

(2) 避難施設緊急整備地域の指定

- ・火山の活動が活発で、退避壕等を緊急に整備する必要がある地域を指定

(3) 降灰防除地域の指定

- ・降灰による住民の日常生活への支障を防止・軽減するため、学校や病院等において施設を整備する必要がある地域を指定

3. 火山災害警戒地域における警戒避難体制の整備

(1) 火山防災協議会

①火山防災協議会での協議事項

- ・「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制
- ・退避壕等の整備や山小屋等の既存施設の補強等についても検討

②火山防災協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家等

③火山防災協議会の運営

- ・「コアグループ」の形成等

(2) 地域防災計画に定めるべき事項

- ・火山防災協議会の意見聴取を踏まえ、警戒避難体制に関する事項を定める

(3) 住民や登山者等に対する周知のための措置

- ・「火山防災マップ」の配布等

(4) 避難確保計画の作成等

- ・集客施設等に対し、「避難確保計画」の作成や避難訓練の実施等を求める

4. 避難施設緊急整備計画並びに防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項 *3

(1) 避難施設緊急整備計画の作成

- ・避難施設緊急整備地域において、都道府県は、退避壕等の避難施設の整備計画を作成

(2) 防災営農施設整備計画等の作成

- ・避難施設緊急整備地域またはその周辺の地域において、都道府県は、農作物等の被害を防除するために必要な施設の整備計画を作成

5. その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

(1) 警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備

- ・地方公共団体は、警戒地域に指定された活火山以外の活火山の周辺地域における警戒避難体制を整備

(2) 登山者や観光客等に関する情報の把握等

- ・地方公共団体は、登山届等を通じ、登山者や観光客等に関する情報を把握
- ・登山者や観光客等は、情報収集等を通じ、自らの安全を確保

(3) 火山防災情報の伝達等

- ・火山観測データ、「噴火警戒レベル」上げ下げの基準の公表。
- ・「臨時の解説情報」、「噴火速報」を発表
- ・交通、観光事業者との連携、外国語による情報伝達

(4) 降灰除去事業

- ・多量の降灰があった道路等の降灰除去事業に対し支援を実施

(5) 火山監視観測・調査研究体制の充実

- ・研究及び技術開発の推進、観測・評価体制の強化
- ・観測データの共有等、研究機関相互間の連携強化
- ・火山専門家の人材育成及び確保

(6) 火山防災教育や火山に関する知識の普及

- ・ビジターセンター、ジオパーク、旅行会社等様々な機関と連携
- ・火山防災に関する学校教育

(7) 火山災害の特徴を踏まえた発災時の対応

①一時立入り

- ・避難生活が長期化する場合には一時立入りの可能性を検討する必要

②立入規制・風評被害による経済的損失

- ・可能な支援を検討するとともに、正確な情報発信に努めることが重要

* 1 国は、基本指針に基づいて、各種地域を指定し公示

* 2 警戒地域に指定された都道府県及び市町村は、火山防災協議会を設置

* 3 都道府県は、基本指針に基づいて、各種計画を作成

◆登山者向け火山防災（減災）対策

○情報伝達

○周知・啓発

○火口周辺の防災（減災）対策

○その他

※噴火警戒レベル発表時の警戒範囲外の場所の対策を実施

◆登山者向け火山防災（減災）対策

○登山者への情報伝達

▪ 防災行政無線の設置

※登山道入口から王滝頂上までの3か所に設置（計5か所）
（2014年噴火以後に2ヶ所設置・1ヶ所更新）

入山者に情報伝達などを実施。（王滝村役場から直接）
Jアラートと連動

▪ おんたけ王滝アプリ

※御嶽山に関する情報（噴火速報、噴火警報・予報、
火山の状況に関する解説情報（臨時）等）が発表された
時に直接通知される。（日本気象協会から発信）

▪ パトロール員配置

※規制緩和中は、王滝頂上避難施設に常駐。

噴火警報などが発表されれば登山者に周知、避難誘導など
を実施。

平時は、入山者の把握、規制区域内に登山者が入山しない
ように監視や登山道の整備、避難壕などの確認を行う。



スピリチュアルロード

おんたけ王滝



観光 + 防災 アプリ登場!!

村内の観光案内と最新の防災情報をスマホでチェック!
王滝村をより楽しむための便利なツールとして、
いざという時の心強いサポートとして、ご利用ください。

NEWS

最新イベント情報やあすの観光情報をお知らせ。災害時には道路、村からの緊急情報をプッシュ通知で受取ることができます。



火山情報

東海・北陸の御嶽山に関する最新の火山情報全てをリアルタイムで取り込み表示。火山情報など緊急情報はプッシュ通知します。



御嶽山ライブカメラ

田の原(標高2180m)などに設置した3つのライブカメラから御嶽山や王滝村のライブ映像をご覧いただけます。



AR機能

GPSとカメラ機能を利用し、聖光寺や登山道などを画面に表示。遊覧モードへ切り替えることで写真や音声ガイド、音声ガイドの録音などを表示します。



スタンプラリー

聖光寺などを周遊するスタンプラリー機能搭載。GPSでチェック!登山記録やスキー場乗場記録の保存にも活用できます。



いざという時に

緊急時のワンタッチダイヤルのはずか。GPS通知機能により災害やスキー場管理事務所などへ自分の居場所を伝えることができます。



※プッシュ通知とはアプリを起動している状態で、スマホの通知に通知(音)が表示される仕組みのこと

無料
FREE!

NEWS

しました。なお、王滝頂上から先の通行は気象状

火山情報 (2022.06.23)

2022.06.23 14:00:00 発表 火山名 御嶽山 噴火予

火山観測データ(気象庁HP)

御嶽山の観測データ



お知らせ



ビジターセンター



登山計画書



天気情報



AR 観光地



スタンプラリー



ポイントラリー



観光情報



AR 避難所



避難所マップ



ライブカメラ



火山情報



スピリチュアルロード

おんたけ王滝アプリ

「App Store」または「Google play」
アプリ名でアプリ検索!!



お問い合わせ 王滝村 〒397-0201 長野県木曽郡王滝村3623 TEL.0264(48)2001 FAX.0264(48)2172



いざという時に

◆登山者向け火山防災（減災）対策

○登山者への周知・啓発

・パトロール員配置

・周知看板・距離看板等の設置

◆登山道入口などに周知看板等を設置

◆規制箇所及び登山者が休憩する場所に距離看板を設置

◆想定火口の看板を設置（想定火口域に入山する場所）

◆規制場所に規制ロープ及び警告看板を設置

・御嶽山ビジターセンター（長野県・木曽町）

（令和4年8月27日に開館）

◆長野県立 御嶽山ビジターセンター やまテラス王滝

（長野県が田の原（王滝口登山道入口）に建設）

◆木曽町 御嶽山ビジターセンター さとテラス三岳

（木曽町が三岳道の駅に建設）

・御嶽山火山マイスター制度（長野県）

◆2018年から活動開始

令和4年度末までに23名が認定されました

◆登山者向け火山防災（減災）対策

○火口周辺の防災（減災対策）

・避難壕、退避舎の設置・補強

◆8・9合目避難施設の補強（既存施設の屋根をアラミド繊維で補強）

◆王滝頂上避難施設の建築（王滝頂上山荘跡地に建築。屋根、壁をアラミド繊維で補強）

◆王滝頂上退避舎の補強（既存施設の屋根、壁（2面）をアラミド繊維で補強）

◆避難壕の設置（八丁ダルミに鋼製の避難壕を2基設置）

【実施にあたって】

※活火山における避難壕等の充実に向けた手引き（平成27年12月）内閣府

→木造の山小屋等の衝撃体力の向上（アラミド繊維で補強）などを参考に実施

※王滝頂上退避舎・避難壕は補助金を活用

消防防災施設整備費補助金（消防庁）（補助率1/3）

火山避難施設整備支援事業補助金（長野県）（補助率1/3）

※手引き作成当時、活火山における退避壕の整備に関する検討ワーキンググループ委員だった防衛大学山田准教授に施工時の注意事項などのアドバイスをいただき実施。

・登山道整備



◆登山者向け火山防災（減災）対策

○その他

・登山者等の把握

◆パトロール員の配置（王滝村）

◆監視カメラを設置（登山道入口から上部に7台設置）（王滝村）

◆長野県登山安全条例（長野県）

・御嶽山を研究している有識者とアドバイザー契約

一. 科学的観点から御嶽山の火山活動及び自然の異常現象の情報提供

二. 御嶽山現地確認の同行

三. その他必要に応じて情報の共有を行う

・名古屋大学大学院環境学研究科付属 地震火山研究センター

御嶽山火山研究施設

3つの役割

一. 御嶽山火山活動評価力の向上

二. 地域主体の防災力向上に対する支援

三. 火山防災人材育成の支援と火山に関する知見の普及

※2017年7月2日 木曽町役場三岳支所に開所

※2022年8月27日 御嶽山ビジターセンターさとテラス三岳に移転

避難壕、退避舎等の設置場所



剣ヶ峰



避難壕



避難壕



剣ヶ峰付近（木曽町設置）

- ・避難壕 3 基（コンクリート製）
- ・避難壕 2 基（鋼製）
- ・退避舎（既存の施設をアラミド繊維で補強）
- ・防災行政無線



◆今後の対策・課題

【対策】

登山者に意識調査を実施

- ハード面に関してできることはやったが、整ったとは考えていない。看板などによる啓発は登山者の声を聞いて改善を行っていく
- 今年度、山梨大学が王滝口登山道入口で下山者にアンケート調査を実施

避難訓練の実施

- 御嶽山の登山者で毎年登りに来る人は少ない。登山者が緊急時に適切な対応がとれるよう情報伝達や避難誘導を担うパトロール員や職員を対象に避難誘導訓練を実施

御嶽山噴火の風化が危惧される

- 当時の現場を知るパトロール員らに話をしてもらい、子どもたちに記憶をつないでいきたい
- ビジターセンターを活用し、火山の生々しい恐ろしさを伝えていく

【課題】

- ・ヘルメットの着用率が低い。
- ・噴火から年月がたち、活火山に登る意識の薄れが考えられる。

(以上 王滝村長が報道機関にコメントした内容を抜粋)

ご清聴ありがとうございました

2023/07/29
10:36:14AM

監視カメラ画像（王滝頂上設置）

